# ２０２６年度刑務官採用試験（武道区分）の合格者の決定方法

刑務官採用試験（武道区分）の合格者は、各試験種目の成績を総合して決定されます。詳しくは以下のとおりです。

１．得点についての考え方

① 受験者の基礎能力試験及び作文試験の得点は、各試験種目の素点（基礎能力試験の場合は正解数、作文試験の場合は複数の評定者による評定結果の換算点）ではなく、試験種目ごとに平均点、標準偏差[注1]を用いて下記の方法で算出した「標準点[注2]」としています。

なお、標準点は小数点以下を切り捨てます。

各試験種目における標準点の算出方法

$$\text{標準点} = １０ \times \text{当該試験種目の配点比率} \times \left( １５ \frac{X - M}{\sigma} + ５０ \right)$$

ただし、$X$：ある受験者の素点、$M$：当該試験種目の平均点、$\sigma$：当該試験種目の標準偏差

（例）基礎能力試験（配点比率は下表参照）において、ある受験者の素点が 27 点、平均点が 23 点、標準偏差が 5.5 点の場合、この受験者の標準点は 348 点になります。

$$10 \times \frac{4}{7} \times \left( 15 \times \frac{27-23}{5.5} + 50 \right) = 348.051\cdots$$

② 人物試験においては、各受験者についてＡ～Ｅの５段階で評価し、この評価結果が正規分布するものとみなして、各段階の標準点を算出しています。

③ 身体検査及び身体測定については、得点を算出せず、合否の判定のみを行います。

④ 実技試験においては、各受験者についてＡ～Ｃの３段階で評価し、評価結果に応じて加算点[注3]を算出します。

２．各試験種目の配点比率

標準点を算出する際の各試験種目の配点比率は次のとおりです。

| 試験種目 | 基礎能力試験 | 作文試験 | 人物試験 |
|---|---|---|---|
| 配点比率 | $\frac{4}{7}$ | $\frac{1}{7}$ | $\frac{2}{7}$ |

標準点の合計は概ね 0～1000 点の範囲の点数になります。また、全ての試験種目で平均的な成績であれば、標準点の合計はおよそ 500 点になります。

３．基準点等について

基準点（人物試験においてはＣの評価、実技試験においてはＢの評価）に達しない試験種目が一つでもある受験者は、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

筆記試験の各試験種目の基準点は、基礎能力試験については原則として満点の 30％とし、作文試験については別に定めることとしています。

４．第１次試験合格者の決定

第１次試験の受験者のうち、基礎能力試験において基準点以上であり、かつ実技試験においてＡ又はＢの評価である者について、基礎能力試験の標準点と実技試験による加算点を合計した得点に基づいて第１次試験合格者を決定します。

（なお、第１次試験で実施している「作文試験」は、第１次試験合格者を対象に評定しています。）

５．最終合格者の決定

第１次試験合格者のうち、身体検査及び身体測定に合格し、作文試験において基準点以上であり、かつ人物試験においてＡ～Ｃの評価である者について、第１次試験を含む全ての試験種目の標準点と実技試験による加算点を合計した得点に基づいて最終合格者を決定します。

（注１）　標準偏差（$\sigma$）は、素点のばらつき具合を示す指標です。一般に、ある試験の標準偏差が小さいということは、受験者の素点が平均点付近に多く分布していることを表し、逆に標準偏差が大きいということは受験者の素点が幅広く分布していることを表しています。標準偏差の算出式は次のとおりです。

$$\sigma = \sqrt{\frac{1}{N}\sum_{i}\left(X_i - M\right)^2}$$

ただし、$X_i$：受験者 $i$ の素点，$M$：当該試験種目の平均点，$N$：当該試験種目の受験者数

（注２）　標準点は、各試験種目によって満点（要解答題数）が異なっていること、受験者の素点のばらつきが異なっていることの影響を修正するために用いられるもので、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの辺りにあるかを相対的に示しています。

（注３）　実技試験によるＡの評価の加算点は、刑務Ａ（武道）及び刑務Ｂ（武道）の全受験者の基礎能力試験の標準点から算出した標準偏差を$\frac{1}{2}$倍したもの（小数点以下を切り捨てる。）とし、Ｂの評価の加算点は０点とします。

以　上